

## 議案第99号

### 大阪市設霊園条例の一部を改正する条例案

大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
別表第2（第9条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第9条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
別表第4（第12条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第4（第12条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

霊園名	種別	使用料（1霊地当たり）
[同左]		
[新設]		
南霊園、住吉霊園、千躰霊園、 平野霊園及び松原霊園	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第2 別紙2]

霊園名	種別	使用料（1霊地当たり）
[略]		
<u>南霊園</u>	乙種	820,000円
住吉霊園、千駄霊園、平野霊園 及び松原霊園	[略]	[略]
[略]		

[別表第4 別紙3]

霊園名	種別	管理料
[同左]		
南霊園	甲種	1,200円
	乙種	900円
[同左]		

[別表第4 別紙4]

霊園名	種別	管理料
[略]		
南霊園	乙種	1,500円
[略]		

令和5年2月22日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

南霊園の使用料及び管理料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。